

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	16
処分の種類	柔道整復師に対する指示			
根拠法令条例等・条項	柔道整復師法第18条第1項			
処分の概要	柔道整復師に対する衛生上の指示			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等に規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】柔道整復師法第18条第1項 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)は、衛生上害を生ずるおそれがあると認めるときは、柔道整復師に対し、その業務に関して必要な指示をすることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			